

P F I 事業の案件形成に重点的に取り組む分野について

〔平成24年11月30日
民間資金等活用事業推進会議決定〕

- 1 公共施設等運営権の対象となる利用料金収入で資金回収を行う P F I 事業は、民間事業者の創意工夫により公共施設等を活用した新しい価値を生み出す経営手法であり、民間投資の拡大に資することにより、経済活性化及び財政健全化が図られることが期待される。
- 2 このことを踏まえ、今後、公共施設等運営権や官民連携インフラファンドを活用した、地域と投資家双方にとって魅力や価値がある P F I 事業であって、利用料金等の収入で資金回収を行い、税金を投入することのない又はできるだけ税金を投入しない P F I 事業の具体化を推進することとする。具体的には、各省庁において、下記のとおり、P F I 事業の掘り起し、事業モデルの具体化・提示等への取組を重点的に進め、案件形成の促進を図ることとする。また、税金を投入せずに利用料金等の収入で資金回収を行う P F I 事業となり得る事業分野についても、併せて整理を行うこととする。
 - (1) これまで具体の案件形成に取り組み、事業化が見込まれる案件については、事業化の促進を図るとともに、当該分野において更なる案件形成に重点的に取り組む。また、事業化の可能性のある案件については、更なる検討を行い、具体の案件形成に向けて取り組む。
 - (2) 幅広く民間からの提案を募るなどして、たとえば以下のような、事業全体の魅力や価値を高める工夫をすることにより事業化が促進され、財政負担の大幅な縮減につながる案件を積極的に掘り起こす。

- ① 公共施設等の一部を活用して民間施設等を運営するなど、公共施設等を付帯事業と一体で運営するもの。
- ② 副産物の活用や太陽光パネルの設置等を行うなど、公共施設等の運営の効率性・収益性を高める工夫を行うもの。
- ③ 複数の公共施設等について、段階的な整備・改修や遊休施設・遊休地の活用等を実施しつつ、包括的に整備・運営等を行い、全体の公共施設等の投資効率を高めるもの。
- ④ 上記のほか、公共施設等につき、税金を投入せず、利用料金等の収入で資金回収を行う又は行い得るもの。

3 また、被災地域における復興や被災地域以外における防災においても、各省庁が連携して、P F I 事業の事業化促進に積極的に取り組む。